

最高裁判所 入札監視委員会 審議概要

開催日及び場所	平成27年1月27日(火) 最高裁判所小会議室	
委員	委員長 秋山 哲一 (東洋大学理工学部建築学科教授)	
	委員 吉田 恵子 (芝会計事務所・公認会計士)	
	委員 秋山 靖浩 (早稲田大学大学院法務研究科教授)	
審議対象期間	平成26年4月1日から平成26年9月30日	
抽出案件	(備考)	
工事	一般競争	2件
	公募型及び工事 希望型指名競争	—
	通常指名競争	1件
	随意契約	1件
建設コンサルタント業務	一般競争	—
	プロポーザル方式	—
	随意契約	—
	総件数	4件
委員からの意見・質問及びそれに対する回答等	意見・質問	回答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

(別紙)

意見・質問	回答
<p>(抽出案件について)</p> <p>1 千葉地家裁佐倉支部庁舎改修工事</p> <p>※ 事務室間仕切等の改修工事であるが、1者入札かつ高落札率であった案件</p> <ul style="list-style-type: none">・落札者は今までも落札実績があるのか。・価格の積算方法を熟知している会社ということか。・この会社はいつも高落札率で落札しているということか。・共通費が絞られているということか。・参加者を増やす工夫として、B等級を加えているが、結果として1者入札となっている。他に参加者を増やす選択肢は考えられなかったのか。・近隣地域の小中学校の耐震工事と発注時期をずらすなど、もっと発注を前倒しすることはできなかったのか。	<ul style="list-style-type: none">・平成25年度に発注した千葉地裁本庁の改修工事の落札業者であった。そのときも低い落札率ではなかった。・予定価格は国交省の基準に基づいて積算しており、国交省の基準自体は公表されている。・工事内訳書を見ると、裁判所の価格と落札者の価格とでは、内訳は全く違うものとなっている。傾向として、落札者側は直接工事費が1割ほど高くなっているが、共通費がその分低くなっており、落札者の努力が読み取れる。・そのようである。・参加者を増やす努力が必要なのは承知しているが、全国の発注状況を見ても、参加者僅少が続いており、依然として状況は厳しい。・本工事では、現地との調整に時間を要したため、この時期の発注となったが、今後は業界全体の発注予定も考慮し、発注時期を検討していきたい。

意見・質問	回答
<p>2 名古屋高地裁庁舎アスベスト対策工事</p> <p>※ アスベストの封じ込め等による対策工事であるが、極端な低入札となった案件</p> <p>・この工事は、アスベストを削り取るものだったのか。</p> <p>・この工事は無事に終わったのか。</p> <p>・この工事は、特別重点調査の対象ではなかったのか。</p> <p>・予定価格を算出するのに、見積書を徴取しているようだが、どのような方法で見積書を徴取したのか。</p> <p>・何者から見積書を徴取したのか。</p> <p>・見積書を徴取した中に落札者は含まれていたのか。</p> <p>・来年度も同様の工事があった場合、予定価格は低めに設定するのか。</p> <p>・落札者はアスベスト工事を得意としていると言っているようだが、どのように確認したのか。</p>	<p>・外壁PCのアンクルに付着したアスベストについては、その周りを金属材で覆ってシーリングで埋め、外部との通気性のない密閉状態を作った。機械室内のアスベストについては、固化剤を吹き付けて固化させた。</p> <p>・平成27年1月18日までに完成している。</p> <p>・特別重点調査の対象ではなかったため、通常の低入札調査を実施した。</p> <p>・前年度までにアスベスト対策工事の実績がある会社を対象に、図面と仕様を提示して、見積書を徴取した。</p> <p>・3者から見積書を徴取した。</p> <p>・含まれていた。落札者より低い見積金額を提示した業者もあり、予定価格にはそちらを採用している。</p> <p>・複数業者から見積書を徴取して、市場動向を踏まえて予定価格を組んでいくことになるが、半値といったような極端に低い価格にすることは無いと思われる。</p> <p>・前年度の工事の実績もあり、また、低入札調査でのヒアリング時において、アスベストを専門とする現場代理人を養成していると回答していた。</p>

意見・質問	回答
<p>・低入札調査の際、業者がある分野を得意だといった場合、一般的に、どのように確認しているのか。</p> <p>・一般管理費が低いということは、それが継続していくと会社経営自体が危険になってしまうものだが、昨年度の工事でも一般管理費は低かったのか。</p> <p>3 旭川地家裁庁舎囲障設置工事</p> <p>※ 庁舎囲障の老朽化による更新工事であるが、指名競争のうち最高契約額であり、かつ低入札であった案件</p> <p>・予定価格を変更するときの一般的なルールはあるのか。</p> <p>・応札者を増やすためには、他にどのような方法があるのか。</p> <p>・1回目の入札で3者参加者があり、全社予定価格超過だったため、2回目の入札において予定価格を見直したのか。</p> <p>・どのような手続で予定価格を見直したのか。</p>	<p>・低入札調査において提出させる工事実績一覧表には、同種工事の実績が記載されており、実績を確認できる。また、その分野の資格を有する技術者がいるかでも確認ができる。</p> <p>・落札者については、10年以上アスベスト工事の実績があり、工事に必要な機械もすべて手元にあったこと等も確認している。</p> <p>・昨年度の煙突アスベスト除去工事は逆に不落随契だった。</p> <p>・予定価格を機械的に見直すようなルールというのは承知していない。その時々の実勢価格を反映していくことが、予定価格の在り方として適正であると考えたため、本案件では見直しを実施した。</p> <p>・本案件については、通常であれば29者の指名で足りるかと思われるところを、平成25年度からの参加実績を踏まえて、57者を指名することとした。</p> <p>・そのとおりである。</p> <p>・1回目の入札価格を見て、予定価格と実勢価格に差がある項目について、見積書を取り直した。主なものとしては、アルミフェンスの見積を取り直した。</p>

意見・質問	回答
<ul style="list-style-type: none"> ・価格が変わったのは、時間が原因なのか。それとも見積を取る相手の違いなのか。 ・2回目の入札で辞退した会社について、辞退した理由は何だったのか。 ・本案件では低入札調査をしているが、発注者として品質管理のために注意したことはあるか。 ・低入札調査の調査報告書の中で、業者が出した労務単価が国土交通省の出した労務単価と比較して低額な価格となっているという記載があるが、場合によっては、落札者としていないという判断をすることもあるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・実勢が刻々と変わっていることが原因と思われる。 ・この工事で予定していた配置予定技術者を別件の工事に配置してしまったためと聞いている。 ・通常であれば、監督は2名体制であるところ、本案件では3名体制とし、施工体制の点検等を強化した。 ・本案件では該当しなかったが、調査の結果によっては、実現性がなく適正な施工に支障を来すため、落札者としていないという判断をすることもあると考える。
<p data-bbox="338 1019 890 1064">4 仙台高地簡裁庁舎耐震改修工事</p> <p data-bbox="338 1108 890 1220">※ 免震工法による耐震改修工事であるが、随意契約であり契約金額が最高額であった案件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予定価格はどのように算出したのか。 ・工事は、いつ終わるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・労務単価については公表資料により、一般的な資材については公表単価で、公表単価にない特殊な資材については、複数業者から見積書を徴取して、予定価格を算出している。 ・前工事において、平成25年11月にインフレライドを適用していたため、前工事と本件工事との間で、単価が極端に値上がりすることはなかった。 ・平成27年度末頃を予定しているが、工事の進捗状況によっては変更となる可能性もある。